

**「東アジア情勢を巡る国際関係・安全保障環境の変化
と国際社会の対応」
セミナー会議資料**

令和2年3月
一般社団法人 日本戦略研究フォーラム (JFSS)

国際セミナー

「東アジア情勢を巡る国際関係・安全保障環境の変化 と国際社会の対応」

会場：ホテルグランドヒル市ヶ谷

日時：令和2年3月3日（火）

13：00～17：50 セミナー（3階 瑠璃の間）

18：00～19：30 ネットワーク構築イベント（2階 白樺の間）

主催：一般社団法人 日本戦略研究フォーラム

連携：コマツリサーチ・アンド・アドバイザー

目 次

セミナースケジュール	1
パネリスト略歴	2
発表要旨	6
主催者挨拶	6
デビッド・ライト	7
高井 晋	9
小松啓一郎	12
グラント F.ニューシャム	14
エバ・ペショヴァ	16
グエン・フン・ソン	18
濱美恵子	21
アンケート	24

セミナースケジュール

- 13:00 <開会挨拶> 屋山太郎
- 13:10 <基調講演>
東アジア情勢を巡る国際情勢・安全保障環境の変化と国際社会の対応
. デビッド・ライト
- 13:30 セッション1: 東アジア情勢と日本の島嶼問題の実相
<ファシリテーター> 小野田治
<登壇者>
・竹島と尖閣諸島の日本領土編入をめぐる実相 高井 晋
・竹島問題とクリミア問題の共通項—武力による領土の剥奪 小松啓一郎
・アメリカの視点—東アジアの安全保障環境及び自由主義国家の対応
. グラント・F・ニューシャム
- 15:15 — 休憩 —
- 15:40 セッション2: 竹島と尖閣諸島問題を含む東アジア情勢と国際社会の対応
<ファシリテーター> 坂場三男
<登壇者>
・米国の認識と対応 ポール・ウォルフォウィッツ
・北東アジアの領土問題—
国際法、歴史、そしてアイデンティティポリティクス エバ・ペシヨヴァ
・南シナ海とインド太平洋の安全保障環境—ベトナムからの視点
. グエン・フン・ソン
・日本の領土問題に対する英国の視点 濱美恵子
- 17:45 <閉会挨拶> 佐藤 謙
- 18:00 <ネットワーク構築イベント> 白樺の間 (2階)
- 19:30 終了

パネリスト略歴



デビッド・ライト(David Wright)

元駐日及び駐韓英国全権大使／元英国海外貿易総省初代事務次官

ウルヴァーハンプトン・グラマー出身、ケンブリッジ大学ピーターハウス・カレッジで歴史学修士号取得。また、ウルヴァーハンプトン大学及びバーミンガム大学より名誉博士号取得。外交官としてのキャリアが長く、東京、ソウル、パリ等に駐在。英国内閣官房長、チャールズ皇太子秘書官、元駐韓英国全権大使（1990年～1994年）、元駐日英国全権大使（1996年～1999年）、英国海外貿易総省初代事務次官（1999年～2002年）、ケンブリッジのザ・パース・スクール理事長（2009年～2019年）。日英 21 世紀委員会会員、英国政府ワイン委員会理事長。1996年にナイト（KCMG）叙勲、2002年にエリザベス女王ジュビリー勲章式で GCMG (Night Grand Cross) 叙勲。



小野田治 (Onoda Osamu)

JFSS 政策提言委員／元空自航空教育集団司令官

防衛大学校航空工学科卒業後、航空自衛隊入隊。航空幕僚監部防衛課長、第 3 補給処長、第 7 航空団司令兼百里基地司令、航空幕僚監部人事教育部長、西部航空方面隊司令官、航空教育集団司令官を経て航空自衛隊退職（空将）後、ハーバード大学シニア・フェロー。現在、JFSS 政策提言委員、東芝インフラシステムズ（株）顧問。

主要共著書に『習近平の「三戦」を暴く』（海竜社、平成 29（2017）年）、『世界と日本 日本防衛変革のための 75 の提案』（内外ニュース、平成 30（2018）年）がある。直近では、平成 31（2019）年 2 月にベルギーのブラッセルで実施した JFSS、VUB、KU Leuven 共催の「北東アジアの安全保障問題」の国際シンポジウムで講演実績がある。



高井 晋 (Takai Susumu)

JFSS 常務理事／笹川平和財団特別研究員

青山学院大学大学院法学研究科博士課程単位取得後、防衛庁（現在、防衛省）教官として防衛研究所助手、研究室長、図書館長を経て退官。国際法専攻。平成 31（2019）年 2 月にベルギーのブラッセルにおける JFSS、VUB、KU Leuven 共催の「北東アジアの安全保障問題」の国際シンポジウムでの講演実績がある。現在、JFSS 常務理事。

要著書に『国連安全保障法序説』（内外出版）、『国連と安全保障の国際法』（内外出版）等。その他、島嶼領土に関する論文として、「北方領土問題の歴史と諸権利（1）」『島嶼研

究ジャーナル』第7巻2号（平成30（2018）年）、「千島列島と全千島列島」『同ジャーナル』第5巻1号（平成27（2015）年）、「中国の『釣魚島白書』と領有権の主張」『同』第2巻2号（平成25（2013）年）、「韓国竹島領有論の再吟味」『同ジャーナル』第2巻1号（平成24（2012）年）等がある。



小松啓一郎（Komatsu Kiichiro）

コマツ・リサーチ・アンド・アドバイザー（KRA）代表

オックスフォード大学にて博士号取得（政治学・国際関係論）。商工中金、世界銀行、英国通商産業省及び英国海外貿易総省にて上級貿易アドバイザー、マダガスカル共和国大統領・特別顧問等を歴任。ロンドンにて独立系シンクタンク KRA を設立し、全世界を対象とする新規ビジネス機会及びカントリ・リスクの情報収集・分析調査・報告・提案・ネットワーキング・具体的案件の企画等に従事。現在は新市場「環インド洋経済圏及び中東アフリカ経済圏」の立ち上げを視野に同地域でも活動中。領土問題関連の講演等も実施しており、平成31（2019）年2月にベルギーのブラッセルにおける JFSS、VUB、KU Leuven 共催の「北東アジアの安全保障問題」の国際シンポジウムでの講演実績がある。

著書に、『暗号名はマジック：太平洋戦争が起こった本当の理由』（KK ベストセラーズ）、『複眼思考：忍び寄る国際経済危機—英国からの検証—』（ジェトロ出版部）等。国際情勢、地政学等に関する論文多数。日本の島嶼領土に関する論文として、「占守島の戦闘—第2次世界大戦後の新たな戦争—」『島嶼研究ジャーナル』第6巻2号（平成29（2017）年）がある。2019年には TICAD 官民連携推進特使、モーリシャス共和国経済開発相局戦略アドバイザー、セーシェル副大統領府ブルーエコノミー省特別顧問を拝命。



グラント F.ニューシャム（Grant F. Newsham）

JFSS 上席研究員／元米海兵隊大佐

アジア太平洋防衛、政治、経済問題専門。元米海兵隊大佐。米海兵隊と陸上自衛隊との元連絡官。米太平洋海兵隊本部の諜報・政策に関わる。また、駐日米国大使館海兵隊武官として2度の勤務を歴任。

1956年、米国バージニア州生れ。プリンシピア大学を卒業後、カリフォルニア大学ロサンゼルス校法科大学院修了。東京に20年在住し10年以上外資系投資銀行、ハイテク企業にエグゼクティブとして勤務。また、米務省の外交官として東、南アジアを含む諸外国の反政府活動、内乱、その他通商問題を担当。正規の弁護士として国際貿易、国際法などの経験も有する。

アジア問題に関して定期的に発言する傍ら、論文を執筆し Asia Times, The National Interest, USNI Proceedings, The Diplomat, 産経新聞、共同ニュース等に掲載。2019年から1年間、台湾の外務省の研究員として、台湾の防衛力向上のための研究を行う。



坂場三男 (Sakaba Mitsuo)

JFSS 顧問／元ベルギー国駐箚特命全権大使・NATO 日本政府代表

横浜市立大学文理学部文科卒業後、外務省入省。総括審議官、中南米局長、外務報道官、ベトナム国駐箚特命全権大使、イラク復興支援等調整担当特命全権大使（外務本省）、ベルギー国駐箚特命全権大使・NATO 日本政府代表を経て外務省を退官。現在、法務省公安審査委員会委員、JFSS 顧問。

平成 31（2019）年 2 月にベルギーのブラッセルにおける JFSS、VUB、KU Leuven 共催の「北東アジアの安全保障問題」の国際シンポジウムでの基調講演の実績がある。主要著書に、『大使が見た世界一親日な国 ベトナムの素顔』（宝島社、平成 27（2015）年）、『新・遣欧使節回覧実記－日本大使のベルギー奔走記－』（幻冬舎、平成 30（2018）年）、共著に、『ハノイの熱い日々』（カナリアコミュニケーションズ、令和元（2019）年）がある。



ポール・ウォルフowitz (Paul Wolfowitz)

アメリカン・エンタープライズ公共政策研究所 (AEI) 客員研究員・元国防副長官

アメリカン・エンタープライズ公共政策研究所 (AEI) 客員研究員。コーネル大学卒業後、シカゴ大学にて政治学博士号を取得。その後、国務省、国防総省で勤務。レーガン政権時には国務次官補（東アジア・太平洋担当）。インドネシア大使を務め、国防副長官、世界銀行総裁を歴任。外交・安全保障の要職を担当する一方で、イェール大学やジョンズ・ホプキンス大学などで教鞭を取る。



エバ・ペショヴァ (Eva Pejsova)

フランス戦略研究財団連携研究員

アジアの安全保障、海洋安全保障、EU・アジア関係を専門とする国際関係の研究者。インド・太平洋地域における協力メカニズム、会場の法秩序と法の執行、主権紛争問題、海洋のガバナンス、環境安全保障を研究対象としている。2014 年からパリに本部を置く欧州安全保障研究所の上席研究員としてアジア地域を担当。平成 31(2019)年 2 月にベルギーのブラッセルにおける JFSS、VUB、KU Leuven 共催の「北東アジアの安全保障問題」の国際シンポジウムでの講演実績がある。現在、フランス戦略研究財団 (FRS) 連携研究員。チェコ外務省、フランス首相府、OECD、アジア欧州財団 (ASEF) で勤務。パリ政治学院シアンスポ、ジュネーブ安全保障研究所 (GCSP)、欧州安全省防衛大学校 (ESDC)、フィレンツェの欧州大学院等で教鞭を執る。アジア太平洋研究アドバイザーネットワーク (APRAN)、欧州インド研究協議ネットワーク (EIRDN) 会員。



グエン・フン・ソン (Nguyen Hung Son)

ベトナム外交学院南・東シナ海研究所長

国立ベトナム経済大学で学士、バーミンガム大学院で修士、ベトナム外交学院で博士号を取得。2008年にベトナム外交学院に入る迄は、フルタイムの外交官でベトナム外務省 ASEAN 局の政治部部長。ASEAN 憲章交渉におけるベトナムハイレベル・タスクフォースのメンバー、ベトナム公式代表団員として ASEAN 行動規範の起草に従事。また、ベトナム外務省 ASEAN 局の ASEAN 常設委員会委員長。ベトナム外交学院は JFSS と連携関係にあり、これまで3回にわたり JFSS 主催の国際シンポジウム及び国際セミナーにおける海外招聘登壇者として、日米にとって貴重な意見発表を行った。



濱美恵子 (Hama Mieko)

KRA 上席研究員

ロンドン大学経済学部で「経済と地理」(B.Sc.)を専攻、ロンドン大学キングスカレッジ地理学部より「環境と開発」の修士号(M.A.)を取得。修士論文では日本のサブ・サハラ・アフリカへの政府開発援助における環境配慮の視点に着目し、援助国、被援助国、地元民の間にある政治経済的動き、認識や期待の違いについて研究。研究分野としての関心事は、学際的な観点から政治経済と安全保障と持続的開発、心理学と経済、紛争とアイデンティティ政治、サイバー・セキュリティと非対称の戦い、国民経済立ち上げにおける中小企業金融やクリエイティブ産業の潜在性等。クリミア問題や占守島問題等の各国の領土問題を含む研究・調査等にも従事。研究以外にもオフィス管理業務、プロジェクトの取りまとめ、編集、広報等を担当。最新の共著論文に「地政学的リスクを多角的、多面的に捉えることの重要性」(JEF 新しい視点)。



丹羽文生 (Niwa Fumio)

JFSS 理事／拓殖大学海外事情研究所准教授

東海大学大学院政治学研究科博士課程後期単位取得満期退学。衆議院議員秘書等を経て、拓殖大学海外事情研究所准教授。博士(安全保障)。JFSS 理事。この間、東北福祉大学、青山学院大学等で非常勤講師を務める。岐阜女子大学特別客員教授。これまで JFSS 主催の年 2 回の定例シンポジウムのコーディネーター及び登壇者として多くの実績を持つ。

著書に『日中国交正常化と台湾：焦燥と苦悶の政治決断』(北樹出版)、『「日中問題」という「国内問題」戦後日本外交と中国・台湾』(一藝社)、『日本の連立政権』(共著、振学出版)、『保守合同の政治力学』(共著、青山社)等多数。

発表要旨

主 催 者 挨 拶

一般社団法人 日本戦略研究フォーラム
会長 屋山太郎

本日は、「東アジア情勢を巡る国際関係・安全保障環境の変化と国際社会の対応」に大勢の皆様にお越し頂き、誠にありがとうございます。主催者を代表し、衷心より御礼申し上げます。

我が国が抱える領土・主権に関する課題、とりわけ竹島問題や尖閣諸島を巡る情勢は緊迫の度合いを増しています。韓国は、昭和 29 (1954) 年に竹島を奪取し、現在に至るまで警備隊を常駐させ、不法に占拠をし続けています。我が国は、竹島領有問題の平和的解決を目指して努力していますが、韓国は、これに応じていません。竹島を巡る日韓関係は、朝鮮半島を巡る安全保障環境や日米韓の三国間関係にも大きな影響を及ぼしています。



他方、中国は、昭和 45 (1970) 年に尖閣諸島周辺海域に海底資源埋蔵の可能性が判明した直後から、突如として、同諸島の領有権を主張し始め、平成 24 (2012) 年には同諸島を核心的利益と言明し、我が国固有の領土である尖閣諸島を軍事力で奪取する意図を隠そうとしていません。

平成 25 (2013) 年 3 月には「中華民族の偉大なる復興」を標榜し、同年 11 月に尖閣諸島を含む上空に東海防空識別区を設置するなど、周辺諸国に脅威を及ぼしています。さらに、平成 24 (2012) 年 9 月以来、尖閣諸島周辺の領海や接続水域に中国公船が侵入を繰り返しており、昨年は 64 日連続、1 年間に延べ 1,300 隻以上の中国公船の航行が同諸島周辺の接続水域で認められ、現在も続いています。尖閣諸島情勢の緊迫化は日中のみならず、東アジアの安全保障環境に重大な影響を及ぼしています。

竹島と尖閣諸島を巡る情勢は緊迫の度合いを増しており、その動向は日本のみならず、東アジア全体、ひいては国際社会にとっても、重要な問題です。

今回は、日本だけでなく広く海外の有識者を招聘し、竹島と尖閣諸島の実情について、法と秩序の維持の観点から議論を行い、皆様と共にこの問題について考えてみたいと思います。

尚、セミナー終了後のネットワーク構築イベントでは、登壇者の先生方、各界の皆様方と大いに交流を深める場としてご活用いただければ幸甚に存じます。

東アジアにおける国際関係と安全保障の動向および国際社会の反応

元駐日英国駐節特命全権大使

デビッド・ライト

1. 歴史的視点から見た 1960 年代と今日の東アジアにおける安全保障情勢の比較

- 1960 年代、特に日本、韓国、台湾との安全保障関係において、米国は圧倒的主導権を握っていた。
- 米国以外で当時、地域安定化の役割を担っていた唯一の国家は英国であった。
- 当時の中国は内向きであり、ソビエト連邦は主に欧州における主導権争いに明け暮れていた。
- 当時、EC（欧州共同体）は、その前身 EEC（欧州経済共同体）の段階にあった。その EEC は経済連携強化を目的とする組織であった。したがって、まだ安全保障面での国際的な役割を志向していなかった。

2. 60 年前と比較して、今日の状況はどうか

- 大きな違いは、米国と中国が果たす役割が大きく変わってきている。
- とはいえ、米国は、日韓両国の安全保障に努めるとしており、アジアにおいても、これまで通りの関与を続ける姿勢を見せている。
- 欧州は、戦略的な分野からは姿を消している。英国は今もそれなりの関心を持っており、最近では、日本との協力関係強化に努めている。
- 南シナ海や尖閣諸島、竹島の主権争いは火種となっている。
- 世界経済構造に占めるアジア地域の位置付けも、特に東南アジア諸国連合（ASEAN）や「一帯一路」構想、上海協力機構等の出現で劇的に変化した。
- 中国は「一帯一路」構想に加え、特に港湾拠点の拡充に集中しつつ、影響力拡大を模索している。同地域では、習近平主席の権力増大と、ロシアとの緊密化が予想されている。

3. しかしながら、新型コロナウイルス（COVID-19 ウイルス）の感染拡大と、それに伴う不安感は、中国の国力と影響力に深刻な打撃を与えつつあるかもしれない

- 今後の動向を判断するには時期尚早だが、公衆衛生上の恐怖感は今なお世界中に広がっており、中国国内の経済活動にも滞りが見られ、その事は、サプライチェーンで中国に依存する非中国系企業にとっても深刻な懸念材料となる。

4. 今後のアジア情勢の中でトランプ米大統領は混乱要因となっている

- 地域的な競争や全世界的な競争が AI（人工知能）や新技術、サイバー攻撃に焦点を

当てたものとなっている現在、この情勢は望ましいことではない。

- 朝鮮問題の専門家達は、非核化や開国に向けての期待された政策転換もなく北朝鮮体制へ米国が大幅に譲歩したことに驚いている。
- トランプ大統領の対北朝鮮政策の効果はこれまでのところ明確ではない。

5. 最後に、今後のアジア・太平洋地域の課題について触れる

竹島と尖閣諸島の日本領土編入をめぐる実相

JFSS 常務理事・防衛法学会名誉理事長

高井 晋

はじめに

基本的に、国家の領土（領域）の範囲と取得は国際法が決定する。他国の領土（領域）との境界は、国境条約で画定する。伝統的国際法でみとめられた単独行為による領土（領域）の取得は、①添付（西之島新島のように自然現象による領土の取得）及び②先占（他国の領土（領域）になっていない場所の取得）がある。先占が成立する条件は、①無主地（人が居住していてもよい）であること、②発見だけでは未成熟の権原になること、及び③国家による領有意思と長期に亘る実効的支配があることである。また、武力を行使して他国領土を奪取することは、国際法上の違法行為となり、取得した領域を占拠中に他国から抗議がある場合は、実効的支配にならない。

1. 竹島と尖閣諸島の日本領土編入

竹島の領土編入

竹島は、日本海上に位置する男島と女島及び周辺の岩礁から成っている。日本人は、17世紀初めには徳川幕府の許可の下に当時竹島と呼ばれた現在の鬱陵島を開拓していたが、当時松島と呼ばれた現在の竹島はその航路上に位置していた。その後、幕府は、朝鮮通信使の要請により日本人の鬱陵島への渡海を禁止したが、竹島は除外されていた。1904年に中井養三郎が竹島の貸下げ願を明治政府に提出したため、明治政府は、外国の支配が及んでいないことを確認して、1905年1月の閣議決定により当時の名称だった松島を竹島と命名し官有地台帳に登録し、島根県五箇村に編入した。中井養三郎は竹島で漁業、アワビの採取、ラッコや日本アシカ等の捕獲などの経済活動を行い、政府はアシカ漁の許可、国有地使用料の徴収など平穏かつ長期に亘って統治権を行使した。

尖閣諸島の領土編入

尖閣諸島は、東シナ海上にある最大の魚釣島のほか8つの島嶼で構成され、1859年頃に大城永保が上陸し調査研究を行なっている。日本海軍は1885年から現地調査を行い、清国や外国の支配が及んでいないことを慎重に確認している。1894年に古賀辰四郎から尖閣諸島の貸下げ願が提出されたこともあり、明治政府は、1895年1月14日に尖閣諸島に標杭建設の閣議決定を行い正式に領土へ編入した。無主地先占である。政府は古賀辰四郎に官有地の貸与を決定し、最盛期には200人ほどが魚釣島と久場島へ定住し、夜光貝の採取、鯉節製造やアホウドリの羽毛採集などの経済活動を行った。

2. 対日平和条約で最終決定された日本の島嶼領土

日本は、第2次世界大戦の降伏条件としてのポツダム宣言（1945年）を受諾した。ポツダム宣言の8項は、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」とあり、日本の主権が及ぶ範囲は連合国が決定すると規定していた。同8項のカイロ宣言（1943年）は、①連合国は領土拡張の念も有しないこと、②連合国の戦争目的は、1914年の第1次世界戦争の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪すること、そして③満洲、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中国に返還することと規定していた。

結局、竹島と尖閣諸島が日本領であることを最終的に決定したのは、対日平和条約（1952年4月28日）の領土条項（第2条）であり、同条項は次のように規定している。すなわち、①日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する、そして②日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

3. 対日平和条約による領土条項とそれに対する異論

竹島に対する韓国の異論

韓国は、竹島の帰属について、独島と呼ばれた古くからの韓国領であり、対日平和条約で日本が放棄した朝鮮の一部であると主張している。韓国は、対日平和条約案作成中に竹島を朝鮮半島に含めるよう米国に要請したが拒否されている。韓国の竹島領有根拠は、日本占領中の連合国総司令部覚書677号と1033号（マッカーサーラインを規定）において、既に竹島が日本の領域から除外されていたと主張する。韓国は、1952年1月に一方的に海洋主権宣言（李承晩ライン）を発し、竹島を韓国側に取り込んだ。日本はこれに厳重に抗議したが、韓国は実力をもって竹島を占拠した。1956年に日韓基本条約が締結され、日本は韓国を承認したが、竹島の占拠は続いている。

尖閣諸島に対する中国の異論

中国は、尖閣諸島を中国が発見した領土で、対日平和条約で日本が放棄した台湾の一部と主張する。中国は、1970年に東シナ海の尖閣諸島周辺海域の地下に石油埋蔵の可能性が発表されるや、突如、尖閣諸島は古くから中国の領土であり、無主地ではなかったとして領有権を主張した。尖閣諸島は、対日平和条約第3条に基づいて沖縄と共に米国を唯一の施政権者とする信託統治制度下に置かれた。この時、中国は、米国が日本領土を統治することに反対していた。尖閣諸島は、1972年に沖縄返還協定に基づいて沖縄とともに日本へ返還され、それ以降、日本が統治権を行使している。中国は、2012年に尖閣諸島を核心的利益と公表し、上空に防空識別圏（ADIZ）を設置した。また、同年に日本政府が尖閣諸島

を民間人から購入して以来、魚釣島周辺の領海と接続水域に中国の政府公船が頻繁な侵入を繰り返している。

おわりに—日本政府の基本的な立場

竹島問題に対する日本の基本的立場

日本は、①竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本の領土であること、及び②韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がなされないまま行なわれている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行なういかなる措置も法的な正当性を有するものではないと主張している。

尖閣諸島問題に対する日本の基本的立場

日本は、①尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現にこれを有効に支配しているので解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しないこと、②尖閣諸島を保全するために毅然としてかつ冷静に対応していくこと、及び③国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めていることを基本的立場としている。

竹島問題とクリミア問題の共通項 —武力による領土の剥奪—

コマツ・リサーチ・アンド・アドバイザー（KRA）代表
小松啓一郎

この講演では、国際法の観点よりも、国際関係論の観点から議論を展開していく。武力による国境の変更について、2014年のクリミア侵攻を例に挙げながら竹島の問題を考察する。

主権国家の主要な利害関係者がその国の納税者であるという事実を踏まえると、主権国家と国民の双方が当該国民の国益を主張することは当然のことである。また、社会政治環境や歴史的背景が異なる国同士の国益や認識の違いが生じるのもまた事実である。経済的または政治的な利害や諸要因が状況を更に複雑にする。そのため、交渉における議論が平行線を辿ったり、紛争の解決が行き詰る状況が生まれる。国際紛争の最終的な解決を目指す国際関係論の観点から見れば、一方の視点だけで議論することは参考にならない。紛争には複数の当事者がいるという事実を認識することが、現実的な解決策を目指すことに繋がる。

クリミア軍事侵攻問題を例にとると、目下、クリミア半島の主権をかけてウクライナとロシアが係争していると見る向きが多い。軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によれば、スターリンの政策を1954年にフルシチョフ第一書記が転換し、クリミア地方をウクライナ共和国に編入してしまうまでは、クリミア半島は「もともと」ロシア共和国の領土の一部であったという。これに対し、ウクライナは、クリミア半島は1991年のウクライナ独立以来、ウクライナの領土として国際社会から認められてきたと主張している。

しかし、これらの主張はいずれも現状を単純化し過ぎている。根本的な疑問として、「クリミア人」とは誰を指すのか、という問題がある。この紛争にはもう一つの要因・当事者が存在し、それがかつてクリミア半島を独自の国家として統治していたクリミア・タタール人である。クリミア・タタール人はその後ロシア帝国の軍事力によって繰り返しクリミア半島から追放され、最終的にはソ連時代にスターリンの弾圧によって、大規模な人口移動を強制された。

ロシアは2014年以降、クリミア紛争に対する厳しい国際的制裁に直面しており、一方のウクライナは同半島の主権を主張し続けている。韓国軍が駐留する竹島においては、日本側が領土主権を主張し続けていることにより、韓国側も他の韓国の領土と同じように自由

に同島を利用することが出来ていない。クリミアの領土紛争と竹島の領土紛争に共通する問題提起は、領土係争中の土地を一方的に軍事占領することが真の解決策になり得るのか、ということだ。

国際関係論の観点から見れば、以下の疑問が生じる。

- 1) 現行の国際法と地政学的状況の中で、現実的な解決策とはどのようなものなのか。
- 2) 真の解決への進捗を目指すには、現行の国際法を改正する必要があるのか。
- 3) 米国が参加していない国際司法裁判所や、国連安保理の常任理事国である米国やロシアが批准していない国連海洋法条約（UNCLOS）は、現実的に効力を発揮することが出来るのか。

過去には、ある土地を軍事的に占領し、そこを実効支配することが国境紛争を長期的に解決する方法の 1 つとして考えられていたこともある。しかし、軍事占領は短期的な軍事的成果を挙げることは出来ても、永続性はなく、主権をめぐる紛争の根本的解決には至らないケースが多い。

国際紛争解決・防止の視点からは、軍事占領は国境紛争解決の手段として、もはや認められなくなっている。それが顕著になったのは、1928年にパリでケロッグ＝ブリアン条約（戦争放棄に関する条約）の締結が実現してからのことである。しかし、現実には国際関係上のグローバルな政治力学が働いているため、条約の批准・発効だけでは軍事介入を完全に防止することが出来ていない。

現実的な紛争の解決方法とは、新たな第 3 の道を切り開くべく、現行の国際法の枠組みそのものを見直すことなのかもしれない。

アメリカの視点 —東アジアの安全保障環境及び自由国家の応答—

JFSS 上席研究員・元米海兵隊大佐
グラント F.ニューシャム

安全保障環境

1945 年以來最も危険な状況。中国がアメリカをアジアから排除することは可能性として起こり得る。そうなれば、日本を含むアジア諸国は全て中国の支配下に置かれる。

これが、アメリカが 40 年間に亘り行ってきた「便宜政策」の結果だ。中国による地域（及びグローバルな）影響は、軍事的、経済的、政治的にも強力であり、更に拡大しつつある。

中国は、南シナ海を事実上その支配下に置き、（日本領土を含む）東シナ海をも標的にしており、また台湾を攻略しようとしている。必要があれば軍事力を行使するであろう。

アジア諸国は揺れ動いている。多くは中国の脅威を感じているが他に選択肢がない。緊張しながらアメリカの出方を窺っている。その間、中国は政略戦でアジア諸国を狙っている。

北朝鮮

重要問題 —特に核・ミサイル技術の向上。しかし、中国の脅威が最重要。

応答

アメリカによる主導、但し、他国からの支援が不可欠。アメリカのみでは成功はない。

安全保障

最優先事項—日米安全保障の強化

自衛隊に適切な資金を提供し、機能する部隊にする。現在はそうっていない。自衛隊と米軍の共同作業が不可欠。東シナ海海域以遠における共同防衛。戦闘意志を示すことで中国を抑止し、日米間の協力に地域の支持を得る。オーストラリアとの協力及び意欲的な諸国を歓迎。

「自由な」台湾を保護

台湾の軍事的且つ政治的孤立の終結

自由貿易を含む経済援助をし、台湾を保護する明白な意欲を示す。

地理的戦略を駆使した南シナ海の防衛

第1列島線上を含む地域諸国を政治的・経済的に支援

北朝鮮に対する「最大の圧力」

北朝鮮と取引する中国金融機関に対する「二次的制裁」。

経済

中国の経済的な影響力に代わる代替案を提供（中部太平洋、南太平洋にも）

産業を中国依存から切り離す。私的財産の窃盗に対する処罰。中国向け投資に互惠待遇標準の適用。The Belt and Road（一带一路）など中国の海外経済活動における腐敗を公表する。中国における投資（特に金銭的）の制限。中国共産党の活力源である「交換可能通貨」をターゲットとする。

戦略的ヴォイス

自由国家主義を強力的且つ継続的に掲げる—合意に基づく政府、個人の自由、法の支配。強制収容所、政権抑圧に対して中国に強力的に挑む。南アフリカのアパルトヘイトで取られたような組織に対する制裁措置。

グローバルコミュニティー（特にヨーロッパ）は、中国の価値をどこに見出しているのかを判断すべき。主義なのか、それとも中国がもたらす金銭なのか。

「自由国家」の団結

中国が最も恐れることは反対勢力の団結。対アメリカの「貿易戦」であれば中国は問題なく交わすことができるが、対多国籍の「貿易戦」では敵わない。これは、軍事戦、外交的協力戦線においても同じことが言える。

北東アジアにおける主権問題—法、歴史、アイデンティティポリティクス —欧州の視点から—

フランス戦略研究財団連携研究員

エバ・ペショヴァ

領土紛争は国際関係において最も一般的な問題と言える。原因が明らかでないもの、条約の解釈や国際会議、歴史的事実に対する意見の相違、そして係争地域における天然資源の有無といった様々な要因があるか否かにかかわらず、領有権争いは国際社会の安定に対する課題であり続けている。

国連に対する 150 例近い報告のなかで、深刻な安全保障上の脅威は、ほんの数例しかないと言われている。北東アジアにおける海洋紛争は、この例である。一般的に、領土紛争において、利害関係国双方の外交関係が良好である場合は問題とはならない。問題が表面化するのには、地政学的に根深い緊張が存在することを示している。

漁業であれ、天然ガスや石油のような炭化水素の埋蔵であれ、潜在的な海洋資源の持つ経済的価値は相当なものだが、国連海洋法条約が謳っているように、共同開発を通じてこれらの資源開発を確保することが出来る。このような仕組みは、東シナ海と日本海の双方における係争地域で少ないながらも見ることが出来る。しかし、それらはまだ範囲が限られており、竹島／独島または尖閣／釣魚島の主権をめぐる緊張関係を緩和する助けにはなっていない。

北東アジアにおける現在の安全保障環境は、互いに対する根深い不信感と、当地域の国々の複雑な外交関係によって特徴付けられている。この不信は、西洋の帝国主義の拡大と同様に、日本の植民地時代、戦争の負の遺産であり、中国と韓国の指導者の言説によって続いている。

領土紛争は、国内の政治問題に利用されることがある。領土の問題は主権と切り離せず、国家アイデンティティの不可欠な要素と見なされており、政府は非妥協的な立場を取らざるを得ず、妥協案を議論することは極めて困難である。人々は愛国心を訴え、隣接する「他国」への敵対的な感情を煽り、様々な側面で民族主義的な精神を育むことに繋げる。

この地域に顕在する領土紛争の解決は、全体から考える必要がある。実際、国際法は紛争解決のための手段を提供するが、当事者が国際法に基づく処置を認めない、またはその勧告に従わない場合、それらは役に立たない。歴史問題を議論し解決する努力は、正しい

方向に向かう上で重要な一步だが、当事者が歴史問題を政治的な目標を実現するために意識的に、正統性を高めようとする場合は役に立たない。したがって、領土紛争とアイデンティティ統合の結合は最も問題が多く、国内レベルでのみ対処出来る。

ヨーロッパも、主権を巡る争いは数多い。フランスとイタリア間のモンブランの山頂、ドイツとオランダ間のドルト湾の境界確定、ギリシャとトルコ間のキプロスなど、EU加盟国同士であるか、EU加盟国と第三国であるか、緊張関係や経済の利害関係が存在するかによって重要性は異なる。通常、関係国が安定した民主主義国であり、同じ価値観を共有し、法の支配を尊重する場合、緊張関係が高まるリスクは、存在しないか、存在したとしても低い。ただし、キプロスの場合、トルコが一方的にガス埋蔵調査の決定を確認した後、緊張が高まっている。

法の支配の熱心な擁護者として、欧州連合は紛争を外交的に解決することを常に推進するとともに、当事国間の合意が得られない場合には国際的な紛争解決メカニズムを活用することを薦めてきた。北東アジアおよび東南アジアにおける長引く主権紛争に対するEUの公式の立場は、紛争当事国が自制し、緊張関係を悪化させる恐れのある力の行使または一方的な行動を控えるように促すことである。

紛争当事国の一方に加担することはないが、グローバルな貿易大国は、それらが国際海運と地域の安定に与える悪影響を懸念している。南シナ海で起きている状況に対して、欧州諸国は、軍事的プレゼンスを含めて、航行の自由の防衛に立ち向かう用意ができています。

グローバルな法秩序の効用と利益が疑問視されているときは、法を遵守する民主主義国家が模範を示すべきである。日本が東シナ海および日本海における領土主張を検証するために国際裁判を活用することを決定した場合、ヨーロッパはその決定を歓迎するだろう。それまで、国際社会は、関係国に紛争を棚上げし、共通の利益の問題に焦点を当てるよう促すことしか出来ない。修正主義者の北京が大きく立ちはだかっている折から、東京とソウルが成熟した民主的な政治的リーダーシップを発揮し、地域の安定を維持するために力を合わせる事が最もタイムリーな時期であり、両国の外交関係の改善から始める必要があるだろう。

南シナ海とインド太平洋の安全保障環境 —ベトナムからの視点—

ベトナム外交学院南・東シナ海研究所長
グエン・フン・ソン

南シナ海はインド太平洋の中心である。南シナ海の安全保障は、インド太平洋地域の安全保障環境に大きく影響を与えている。2019年、主要国は引き続き南シナ海とインド太平洋に関心を示し、関与をし続けている。中国は軍事演習を2倍にし、南シナ海で自国が初めて製造した空母を展開し、スプラトリー諸島周辺海域では初の軍事演習を行った。米国も、2019年にインド太平洋地域での軍事演習を2倍以上に増やした。オバマ政権は8年間にたった4回しか「航行の自由作戦 (FONOP)」を行わなかったが、トランプ政権は4年間で17回も行っている。米国は、南シナ海での中国の政策に対して、レベル、トーン、および頻度という点から、外交圧力を強めている。米国は、南シナ海に対する関心は、航行と上空飛行の自由の確保というだけでなく、インド太平洋における法秩序の保護に関わると繰り返している。EUは南シナ海に関する共同声明を発表し、現状を変更する一方的な行動を批判し、すべての締約国が国連海洋法条約 (UNCLOS) に従うよう求めることに初めて合意した。E3諸国 (英国、フランス、ドイツ) の声明は、南シナ海に関する2016年の仲裁裁判所の裁定を全面的に尊重することを求めている。

2019年に、南シナ海では、当事国間の緊張が大きく高まった。南シナ海に新たに建設された人工島を利用して、中国は南シナ海のはるか南の沖合での活動を拡大し、いくつかのASEAN沿岸国の海域により深くかつ頻繁に忍び寄っている。2019年4月、数百の中国漁船がフィリピンが統治しているティトゥ (パガサ) 島を取り囲み、フィリピンが滑走路を修理するのを阻止しようとした。2ヵ月後、中国の船がフィリピンの漁船に体当たりして沈め、乗っていた22人の漁師乗組員をそのままにして放置し、フィリピンの怒りを買った。マレーシアとベトナムが実施した石油とガスの採掘でも、大きな問題を引き起こした。5月10日から27日にかけて、中国沿岸警備隊の船舶が、ルコニア礁付近のマレーシアの石油およびガス採掘を妨害した。7月上旬に、同じ中国沿岸警備隊の船がベトナムのバンガード堆付近でのベトナムの石油およびガス事業を妨害し、その後、ベトナムのEEZ奥深くで3ヵ月以上に亘り、HD08調査船を護衛していた。この事件は、過去5年間に起こった両国間の問題の中で最大のものである。インドネシアは、ナトゥナ島のEEZ内に数十隻の中国沿岸警備隊と約50隻の漁船がいることに抗議するために、在中国インドネシア大使を召喚した。これは、ASEAN加盟国が2016年以来中国に行った中で、最も強い外交的抗議だった。中国の戦術は、中国沿岸警備隊、海上民兵のような軍隊と準軍事手段の両方を用いた強圧的な手段により、現状を徐々に変えることである。中国は、1982年のUNCLOSによって

確立された海上での法秩序を大規模な情報発信や法的キャンペーンによって自らの活動を正当化するように変更しようとしている。

南シナ海において、中国が緊張を高めている背景には、いくつかの要因がある。中国は、中国共産党創設 100 周年の節目である 2021 年までに南シナ海全体を支配出来るように、南シナ海での領有権主張の拡大を急いでいる。中国はまた、ASEAN 加盟国に対し、石油を開発する唯一の実行可能な選択肢として中国との共同開発を受け入れるように強制している。さらに広く言えば、中国はこの地域に新しい規則を適用しようとしている。すなわち南シナ海で事業を行う外国の石油会社を規制し、同じ規則を将来の南シナ海行動規範（COC）に含めるよう求めている。中国は、トランプ政権が、国内政治や他の地域に気を取られ、南シナ海にあまり注目していないこと、大統領自身が安全保障や地政学的観点よりは貿易問題を優先していることから、戦略的機会があると考えているかもしれない。欧州連合はブレグジットによって弱体化し、内向きになり、南シナ海に深く関与する関心も能力もほとんどない。

ASEAN は、新しいインド太平洋構想の構築に向けて、意見と反応が競合しながらも、2019 年 6 月にバンコクで開催された第 34 回 ASEAN サミットでインド太平洋に関する展望（AOIP）を採択した。AOIP は ASEAN がインド太平洋地域において支持する国連憲章の基本原則と UNCLOS などの国際法、開放性、透明性、包括性、つながり、協力、ASEAN 中心性を含む主要原則や価値を提示している。

AOIP は、米国の FOIP（自由で開かれたインド太平洋）戦略の主要な原則を支えているが、包括性と協力をより重視するよう慎重に表現している。AOIP は、戦略的な自主性と独立性を維持しながら、大国の競争に加わろうとしないことを示すための ASEAN の共同の取り組みである。

南シナ海では、ASEAN は全体として行動規範（COC）の交渉に焦点を当てており、COC の早期締結のために妥協をするか、真に拘束力のある効果的な COC のために時間をかけるのかという間で難しい選択に直面している。すべての主要な関係国が中国の新たな影響力に強く抗議しているため、ASEAN は南シナ海で連帯を示すことに意欲的になるかもしれない。インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン間のより良い連携には、現場と COC 交渉プロセスの両方が重要である。仲裁裁判所の裁定以来、複数の ASEAN 加盟国は、中国が UNCLOS を受け容れているかどうか、そして中国の南シナ海における行動を判断するための重要な目安として、仲裁裁判所の裁定を参照している。交渉を実質的な段階に移行させる場合、ASEAN 内での裁定と COC プロセスとの関連性を取り戻す協調的な取り組みも重要となる。

ベトナムでは、南シナ海と東シナ海の間にも多くのつながりがあると見ている。両方の海は、未解決の領土紛争と、より積極的で強力な中国海軍と沿岸警備隊に悩まされ、大国間の地政学的争いの影響を受けている。両方の海は、東南アジアと北東アジアの平和な環境にとって根本的に重要である。したがって、ベトナムは、南シナ海と東シナ海の両方で、インド太平洋での法に基づく秩序を支持している。国家間の主権平等、国家間の紛争を解決する際の脅威や武力行使などの国連憲章の基本原則は尊重されなければならない。海上における法秩序は UNCLOS である。ベトナムは、南シナ海と東シナ海の両方で、各国が国際法、特に UNCLOS に基づいて主張を明確にするべきであるという日本の立場を支持している。

ベトナムはまた、海事紛争は、第三者の裁定を含む平和的な手段によって解決されるべきであることに同意する。ベトナムは、南シナ海と東シナ海の両方で、この地域に適用される法秩序に対する認識を高め、理解とコンセンサスを構築し、そのような法秩序を実施するための集団的能力を強化することにより、インド太平洋における協力を拡大したいと考えている。

日本の領土問題に対する英国の視点

コマツ・リサーチ・アンド・アドバイザリー上席研究員

濱美恵子

この講演では、竹島（日本）／独島（韓国）、尖閣（日本）／釣魚島（中国）／釣魚台（台湾）、北方領土（日本）／クリル諸島（ロシア／アイヌ）と、日本周辺の領土問題に対する英国の視点について比較する。

「英国」の定義や英国人のアイデンティティに関する問題については、それ自体が別の大きなテーマとなるため、別の機会に扱うこととしたい。今回の講演では、パスポート上「英国人」である人々、英国メディアの視点、英国政府で働く人々の視点を英国の視点と定義する。

英国の一般人の極東に対する関心は米国、欧州、中東と比べて限られている。インタビューを実施した英国の東アジア専門家はこの点に同意している。食事やエンターテインメント産業等の大衆文化に対する関心は目に見えて強まっているが、極東の政治や領土問題に興味を持っている人々は事実上、専門家の分類となる。英国では政府官庁、特に外務省、または学術的観点やビジネス上の理由でこの地域に関わっている人々ぐらいいか領土問題に関心は無いと言える。

事例証拠から見る限り、英国の一般人は必ずしも日本人、中国人、韓国人の区別がつかない。これは日本人が一般的に英国人、フランス人、ドイツ人の区別が必ずしもつかない現象と同じである。

今回の講演の内容は日英関係について学界もしくは英国政府・日本政府で働いていた専門家、もしくは現在働いている人々へのインタビューから得られた一次情報と、英国のキューにある国立公文書館の資料や英国の新聞社等の記事等を含む二次情報を元に分析・調査したものである。

外交的配慮からインタビューは名前を伏せることを条件に行われた。

英国政府で働いていた、もしくは現在働いている専門家へのインタビューからはっきりしたことは、英国政府の優先事項として、領土問題にかかわる関係国・地域に対しては良好な関係を築くことが英国の欧州離脱後は特に重要であるということだ。英国政府は根本的な主権にかかわる問題に関しては、基本的にどちらかに支持を表明することはせず、双方が国際法に基づいて、平和裏に解決することを求めている。また、英国は、領海の主権を主張する国は正当な国際通商や交通の自由移動を妨害してはならないとの正式な立場をとっている。英国は米国のように国際水域における航行の自由の権利を守るべく、海軍を派遣したりしている。また、英国の対外政策は他国と協力し、また、他の諸国が国境を武力で変更するような行為は防ぐことを重視している。英国は紛争解決のための仲裁を優先しており、既存の仲裁組織の活用を支持している。

歴史的事実に基づいた主張は領有権の主張を強化する意味で一定の意義はあるが、英国のような第三国が領土問題で自国側の主張への支持の表明を期待するには決定的な要因にならない。英国は双方と良好な関係を維持することを重視しているため、双方の主張の間に挟まれることは英国にとっての国益とはならないと考えている。日本、韓国、中国のいずれも自国の主権の問題で支持を得られるようにするには、安全保障上の観点で議論を展開する方が効果的である。

英国国立公文書館における領土問題関連の資料を検索すると判明する事実は、竹島関係の記録が4つの資料しかなく、尖閣は8つの資料、北方領土は19の資料となる。資料のタイトルやタグを頼りとする検索では、必ずしも全ての資料を網羅していることを意味しないため、別のテーマで記録されているものは検索に引っかからない可能性もある。しかし、竹島と尖閣問題への関心と比べ、北方領土への英国の関心が20年・30年前までは強かったことが分かる。現在の英国政府の関心は国立公文書館の資料からは分からないが、インタビューからの情報によれば、この傾向はその後変わっていない。一方、中国の主張に関しては自由な航行の観点から、ロシアが主張する北方領土は安全保障の観点から、英国にとっての関心が比較的高いと言える。

これらの領土問題への最近の関心度合いを調べるには、英国のメディアにおける記事数を比較するのも参考になる。記事検索をかけると判明するのが、尖閣問題が竹島問題や北方領土問題よりも遥かに読者の関心事項である事実だと言える。

日本の領土問題への関心度合いを比較するため、英国がアルゼンチンと係争中のフォークランド問題の記事数と比較してみた。

竹島、尖閣、北方領土、フォークランドの領土問題についての記事数を比較

キーワード 英メディア	竹島	尖閣諸島	北方領土	フォークランド
The Sun	1	3	0/0	19
Daily Star	1	6	0/0	10
The Mirror	3	6	1/2	183
The Mail	19	216	13/16	1130
The Express	4	145	9/17	545
The METRO	2	8	0	58
The Evening Standard	4	23	0/1	66
The Independent	12	98	7/21	193
The Times	33	193	2/13	180
BBC News	127	481	22/31	356
The Guardian (UK site)	78 (0)	677 (0)	18 (0)/26(0)	379 (97)
The Telegraph	30	271	12/17	490

出典：2020年2月24日、各資料にアクセスし纏めたもの(筆者作成)

領土問題ではどちらかの国に支持を表明することは政治的な決断であり、その方向性は国際情勢とその時の政権の政治思想によって変化することがある。英国政府はもともとソ連邦の立場を支持していたが、その後に北方領土問題について日本の立場を支持する方向にシフトしている。これは政治的判断である。ロシアの脅威は英国と日本が約 2 世紀に亘って共有してきたものである。

英国は、国際法を築き、正しい方向に導き、保護する重要な役割を果たす存在として自己認識している。日本、中国、韓国が英国からの支持を得るためには、それぞれの国が英国の立ち位置や、英国が抱える領土問題の立場を弱めることなく、逆に強めるような議論をすることが必要となる。日本が領土問題において英国の支持を得られるかどうかは、日本が英国に対し、それが日本だけではなく、英国にとっても国益であることを説得することが出来るかどうかにかかっている。

アンケート

東アジア情勢を巡る国際関係・安全保障環境の変化と国際社会の対応

この度はご来場いただき、誠にありがとうございました。
宜しければ下記アンケートにご協力ください。

ご職業

- 学生 研究者 大学教員 メディア関係者
 政府関係者 その他

1. セミナーの内容

- 大変良かった 良かった 悪かった 大変悪かった

2. セミナーはあなたの期待通りでしたか？

- 期待以上だった 期待通り 期待とは少し違っていた
 期待とは全く違っていた

3. 印象に残ったパネリストは？

セッション1：東アジア情勢と日本の島嶼問題の実相

- 高井晋 小松啓一郎 グラント・F・ニューシャム

セッション2：竹島と尖閣諸島問題を含む東アジア情勢と国際社会の対応

- ポール・ウォルフowitz エバ・ペショヴァ
 グエン・フン・ソン 濱美恵子

4. ご意見があれば自由に書き込んで下さい